

令和 7 年第 4 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

議案第66号 令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第67号 令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第68号 令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第69号 令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第70号 令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第71号 令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第72号 令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第73号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例	5
議案第74号 対馬市税条例の一部を改正する条例	7
議案第75号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第76号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例	11
議案第77号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例	13
議案第78号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例	15
議案第79号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例	17
議案第80号 対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	19
議案第81号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について	35
議案第82号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について	39
議案第83号 対馬市生活館の指定管理者の指定について	41
議案第84号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	45
議案第85号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について	47
議案第86号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について	49

議案第87号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について-----	51
議案第88号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について-----	57
議案第89号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について-----	61
議案第90号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について-----	63
議案第91号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について-----	65
議案第92号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について-----	67
議案第93号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）-----	69
議案第94号 財産の無償貸付について-----	75
同意第11号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	77
同意第12号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	79
同意第13号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	81
同意第14号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	83
同意第15号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	85
同意第16号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	87
同意第17号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	89
同意第18号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	91
同意第19号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	93
同意第20号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	95
同意第21号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	97
同意第22号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	99
同意第23号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	101
同意第24号 対馬市農業委員会委員の任命について-----	103

議案第 7 3 号

対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

対馬市一般職員特殊勤務手当条例（平成 16 年対馬市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（11）緊急消防援助隊手当

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（緊急消防援助隊手当）

第 13 条 緊急消防援助隊手当は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として管轄区域外に出動した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助に従事した場合は、1 日につき 840 円とする。

（2）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された区域における災害警備又は遭難救助に従事した場合は、1 日につき 1,080 円とする。

（3）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等により立入禁止又は退去を命ぜられた区域における災害警備又は遭難救助に従事した場合は、1 日につき 2,160 円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第74号

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成16年対馬市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項を次のように改める。

第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月5日から同月31日まで

第67条第1項を次のように改める。

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 11月1日から同月30日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の対馬市税条例（以下「新条例」という。）第40条第1項の規定は、令和8年度分以降の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第67条第1項の規定は、令和8年度分以降の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 75 号

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「浅藻～豆酛」の次に「～佐須瀬～豆酛瀬～内山～久田」を加え、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 28 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(10) 尾崎～今里～加志～吹崎～箕形～洲藻～雞知

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 6 号

対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

対馬市体育施設条例（平成 16 年対馬市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 対馬市大調体育馆の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 77 号

対馬市住民センター条例の一部を改正する条例

対馬市住民センター条例（平成 16 年対馬市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「904 番地 1」を「914 番地 4」に、「833 番地」を「8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 78 号

対馬市診療所条例の一部を改正する条例

対馬市診療所条例（平成 16 年対馬市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

別表中「467 番地」を「467 番地 1」に、「165 番地 1」を「167 番地 3」に、「615 番地」を「619 番地 1」に、「392 番地」を「392 番地 1」に、「1077 番地」を「1077 番地 1」に、「914 番地 1」を「914 番地 4」に、「675 番地第 1」を「675 番地 4」に、「833 番地」を「8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 79 号

対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

対馬市火災予防条例（平成 16 年対馬市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(第 29 条の 2—第 29 条の 7)」を 「第 3 章の 2 住宅用防災機器の
設置及び維持に関する基準等 (第 29 条の 2—第 29 条の 7)
第 29 条の 8・第 29 条の 9) 第 3 章の 3 林野火災の予防 (」
に改め
る。

第 29 条中「火災に関する警報」の次に「(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意報を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火

の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第80号

対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業（第21条—第27条）

　第1節 通則（第21条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条・第29条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事

業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなけ

ればならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又

は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならぬ。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の種類、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(帳簿等の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平

方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備の欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

表	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすも</p>

		のとする。)
	2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下に設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受け

ることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業の利用乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法
第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年対馬市条例第32号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条及び第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第81号

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市安神公民館	対馬市厳原町安神460番地	安神区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
対馬市瀬ふれあいセンター	対馬市厳原町佐須瀬317番地1	瀬区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
対馬市小茂田ふれあい館	対馬市厳原町小茂田613番地	小茂田区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
対馬市美津島自治コミュニティーセンター	対馬市美津島町雞知乙484番地5	樽ヶ浜区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

対馬市根緒離島 体験施設	対馬市美津 島町根緒 7 3 番地 1	根緒区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市竹敷地区 コミュニティー センター	対馬市美津 島町竹敷 2 12 番地 2 4	竹敷区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市尾崎ふれ あい館	対馬市美津 島町尾崎 4 20 番地	尾崎区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市島山コミ ュニティーセン ター	対馬市美津 島町島山 7 1 番地	島山区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市平瀬原地 区集会施設	対馬市美津 島町久須保 567 番地 17	平瀬原区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市緒方コミ ュニティーセン ター	対馬市美津 島町緒方 1 90 番地	緒方区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市玉調コミ ュニティーセン ター	対馬市美津 島町大山 7 31 番地	玉調区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市小船越コ ミュニティーセ ンター	対馬市美津 島町小船越 389 番地 4	小船越区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

対馬市賀谷コミニティーセンター	対馬市美津島町賀谷 13 番地 9	賀谷区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市赤島コミニティーセンター	対馬市美津島町鴨居瀬 564 番地	赤島区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市糸瀬コミニティーセンター	対馬市豊玉町糸瀬 8 番地	糸瀬区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
対馬市加志々地区避難所施設	対馬市豊玉町唐洲 326 番地 9	加志々区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

議案第82号

対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について

対馬市青海ふるさと館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市青海ふるさと館	対馬市峰町 青海85番地	青海区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第83号

対馬市生活館の指定管理者の指定について

対馬市生活館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
曲生活館	対馬市厳原町曲54番地	曲区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
久和生活館	対馬市厳原町久和3番地	久和区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
大山生活館	対馬市美津島町大山171番地	大山区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
芦浦生活館	対馬市美津島町芦浦237番地	芦浦区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

高浜生活館	対馬市美津島町雞知甲 1 3 2 1 番地	美津島町高浜漁業協同組合	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
濃部生活館	対馬市美津島町濃部 1 7 2 番地 第 1	濃部区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
犬吠生活館	対馬市美津島町犬吠 1 5 5 番地	犬吠区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
久須保生活館	対馬市美津島町久須保 3 0 5 番地	久須保区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
唐洲生活館	対馬市豊玉町唐洲 6 7 番地 2 地先埋立地	唐洲区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
小綱生活館	対馬市豊玉町小綱 5 2 4 番地 1 地先埋立地	小綱区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
東加藤生活館	対馬市豊玉町貝鮎 1 番地 2 6 地先埋立地	東加藤区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
嵯峨生活館	対馬市豊玉町嵯峨 3 1 9 番地地先	嵯峨区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

	埋立地		
横浦生活館	対馬市豊玉 町横浦 3 1 5 番地 1 地 先埋立地	横浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
志多浦生活館	対馬市豊玉 町志多浦 1 4 3 番地 3	志多浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
仁位生活館	対馬市豊玉 町仁位 1 3 6 6 番地	仁位区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
佐保生活館	対馬市豊玉 町佐保 3 8 9 番地 1	佐保区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
三根浜生活館	対馬市峰町 三根 2 番地 1 4	三根浜区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
三根下生活館	対馬市峰町 三根 6 2 2 番地	三根下区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
吉田生活館	対馬市峰町 吉田 2 0 1 番地	吉田区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
佐賀生活館	対馬市峰町 佐賀 1 5 3 番地 1	佐賀区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

舟志生活館	対馬市上対 馬町舟志乙 3 6 1 番地	舟志区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
唐舟志生活館	対馬市上対 馬町唐舟志 2 7 1 番地 1 の地先	唐舟志区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

議案第84号

対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

対馬市へき地保健福祉館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
阿連へき地保健 福祉館	対馬市厳原 町阿連45 7番地	阿連区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
久根へき地保健 福祉館	対馬市厳原 町久根田舎 467番地	久根田舎区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
浅藻へき地保健 福祉館	対馬市厳原 町浅藻10 番地の1	浅藻区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
内院へき地保健 福祉館	対馬市厳原 町与良内院 353番地	内院区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

洲藻へき地保健 福祉館	対馬市美津 島町洲藻 2 48番地1	洲藻区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
水崎へき地保健 福祉館	対馬市豊玉 町嵯峨 64 8番地4	水崎区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第85号

対馬市住民センターの指定管理者の指定について

対馬市住民センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
黒瀬住民センター	対馬市美津島町黒瀬347番地1	黒瀬区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
鴨居瀬住民センター	対馬市美津島町鴨居瀬183番地 先埋立地	鴨居瀬区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
佐護住民センター	対馬市上県町佐護北里904番地1	佐護区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
鰐浦住民センター	対馬市上対馬町鰐浦5	鰐浦区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日

	1 1 番地		まで
琴住民センター	対馬市上対 馬町琴 8 2 0 番地	琴区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

議案第86号

対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について

対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
尾浦老人憩の家	対馬市厳原 町尾浦75 番地	尾浦区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
内山憩の家	対馬市厳原 町内山14 6番地7	内山区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
椎根浜老人憩の 家	対馬市厳原 町椎根10 2番地	小茂田浜区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
久根浜老人憩の 家	対馬市厳原 町久根浜2 40番地	久根浜区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

加志老人憩の家	対馬市美津島町加志 6 24番地	加志区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
美津島町女護島ふれあいセンタ一	対馬市美津島町久須保 668番地 1	女護島区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
住吉老人憩の家	対馬市美津島町鴨居瀬 613番地 の1	鴨居瀬住吉区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
豊玉町大綱ふれあいセンター	対馬市豊玉町大綱 63 1番地	大綱区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
伊奈老人憩の家	対馬市上県町伊奈 12 15番地	伊奈区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第87号

対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について

対馬市農林集会施設等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
下原地区活動促進施設	対馬市厳原町下原24 1番地2	下原区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
椎根地区集会所	対馬市厳原町椎根30 9、310 番地2	椎根区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
箕形地区集落センター	対馬市美津島町箕形1 80番地2	箕形区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
吹崎地区多目的集会施設	対馬市美津島町吹崎3 0番地3	吹崎区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

和板集会施設	対馬市豊玉 町和板 1 1 0 番地 1	和板区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
鑓川多目的集会 施設	対馬市豊玉 町鑓川無番 地	鑓川区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
卯麦集会施設	対馬市豊玉 町卯麦 1 9 6 番地	卯麦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
貝口地区集会施 設	対馬市豊玉 町貝口 6 3 番地	貝口区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
廻集落センター	対馬市豊玉 町廻 2 2 0 番地	廻区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
田集会施設	対馬市豊玉 町田 2 8 6 番地	田区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
三根上地区林業 集会施設	対馬市峰町 三根 1 4 9 5 番地 3	三根上区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
田志営農研修施 設	対馬市峰町 三根 7 0 番 地 2 7	三根下区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
津柳多目的集会 施設	対馬市峰町 津柳 1 5 8 番地	津柳区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

木坂多目的集会施設	対馬市峰町 木坂 6 0 2 番地 2	木坂区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
櫛多目的集会施設	対馬市峰町 櫛埋立地	櫛区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
志越多目的集会施設	対馬市峰町 志多賀 4 5 番地イ	志越区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
佐須奈地区集会施設	対馬市上県 町佐須奈乙 3 3 5 番地	佐須奈区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
越高地区集落センター	対馬市上県 町越高 3 3 0 番地	越高区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
樺滝地区集落センター	対馬市上県 町樺滝 5 2 5 番地	樺滝区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
瀬田地区集落センター	対馬市上県 町瀬田 1 1 6 1 番地	瀬田区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
飼所地区集落センター	対馬市上県 町飼所 1 2 7 番地 3	飼所区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
仁田之内地区集会施設	対馬市上県 町佐護南里 5 2 7 番地	仁田ノ内区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

中山地区多目的集会施設	対馬市上県 町佐護南里 1 4 6 4 番地	中山区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
井口地区集会施設	対馬市上県 町佐護北里 6 6 7 番地	井口区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
湊地区集会施設	対馬市上県 町佐護西里 2 7 4 5 番地	湊区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
志多留地区多目的研修集会施設	対馬市上県 町志多留 1 6 2 番地 2	志多留区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
田ノ浜地区多目的研修集会施設	対馬市上県 町志多留 3 9 7 8 番地	田ノ浜区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
久原地区多目的研修集会施設	対馬市上県 町久原 1 6 0 番地 1	久原区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
女連地区集会施設	対馬市上県 町女連 1 4 7 番地	女連区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
西津屋地区集会施設	対馬市上県 町西津屋 9 5 5 番地 2	西津屋区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
友谷地区集会施設	対馬市上県 町佐護北里 3 2 7 番地	友谷区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

越ノ坂地区集会施設	対馬市上県 町樺滝 7 2 8 番地 1 5	越ノ坂区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
大地地区集会施設	対馬市上県 町佐須奈甲 4 9 3 番地	大地区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
河内地区集会施設	対馬市上対 馬町河内 5 5 4 番地 1	河内区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
大浦地区集会施設	対馬市上対 馬町大浦 2 3 番地 2 地 先	大浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
豊地区集会施設	対馬市上対 馬町豊 1 3 1 3 番地	豊区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
西泊地区多目的 集会施設	対馬市上対 馬町西泊 2 6 7 番地	西泊区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
古里地区集会施設	対馬市上対 馬町古里 3 0 7 番地	古里区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
比田勝地区集会施設	対馬市上対 馬町比田勝 6 5 4 番地	比田勝区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
富浦地区集会施設	対馬市上対 馬町富浦 1 0 3 番地 2	富浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

浜久須地区集会施設	対馬市上対馬町浜久須 2番地1	浜久須区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
玖須地区集会施設	対馬市上対馬町玖須 9番地	玖須区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
一重地区集会施設	対馬市上対馬町一重 5 14番地1 0	一重区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第88号

対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について

対馬市漁村センター等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
南室地区漁民研修集会施設	対馬市厳原町南室15 2番地	南室区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
昼ヶ浦漁民センター	対馬市美津島町昼ヶ浦 98番地	昼ヶ浦区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
今里漁民センター	対馬市美津島町今里1 68番地1	今里区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
美津島町漁村青少年研修センター	対馬市美津島町久須保 711番地 10	美津島町漁業協同組合	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

見世浦漁村センター	対馬市豊玉町横浦 9 8 番地 4 地先埋立地	見世浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
佐志賀漁村センター	対馬市豊玉町佐志賀 1 8 番地	佐志賀区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
千尋藻漁村センター	対馬市豊玉町千尋藻 2 4 1 番地 1 0	千尋藻区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
位之端漁村センター	対馬市豊玉町曾 1 0 5 2 番地	位之端区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
志多賀漁村センター	対馬市峰町志多賀 1 2 7 番地 4	志多賀区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
狩尾漁村センタ一	対馬市峰町狩尾 1 2 0 番地	狩尾区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
犬ヶ浦地区研修施設	対馬市上県町犬ヶ浦 1 9 3 番地	犬ヶ浦区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
御園地区健康管理推進施設	対馬市上県町御園 6 9 8 番地 ラに隣接する埋立地	御園区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

泉漁村センター	対馬市上対馬町泉 16 34番地先	泉区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
小鹿漁村センタ ー	対馬市上対馬町小鹿 1 51番地1	小鹿区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
網代漁村センタ ー	対馬市上対馬町網代 4 36番地1 7	網代区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
五根緒漁村セン ター	対馬市上対馬町五根緒 494番地 地先埋立地	五根緒区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
芦見研修集会施 設	対馬市上対馬町芦見 3 18番地	芦見区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第89号

対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について

対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
佐須奈地区漁民集会休憩施設	対馬市上県町佐須奈乙 1164番地3	佐須奈漁業協同組合	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
犬ヶ浦地区漁民集会休憩施設	対馬市上県町鹿見13番地3	上県町漁業協同組合	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
鹿見地区漁民集会休憩施設	対馬市上県町鹿見13番地3	上県町漁業協同組合	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第90号

対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定
について

対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市大増地区 コミュニティー 消防センター	対馬市上対 馬町大増1 087番地 1	大増区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第91号

対馬市地区体育館の指定管理者の指定について

対馬市地区体育館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市緒方体育館	対馬市美津島町緒方2 66番地	緒方区	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで

議案第92号

対馬市福祉センターの指定管理者の指定について

対馬市福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
豊玉町福祉センター	対馬市豊玉町仁位94番地5	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
上県町地域福祉センター「喜多の苑」	対馬市豊玉町仁位94番地5	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
上対馬町地域福祉センター	対馬市豊玉町仁位94番地5	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第93号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段30の38地先	152.90	字尾崎ノ段

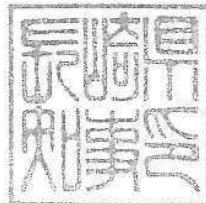
竣 功 認 可 書

長 崎 県

令和6年6月25日付で申請のあった第4種一重漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和6年11月1日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段30番38地先

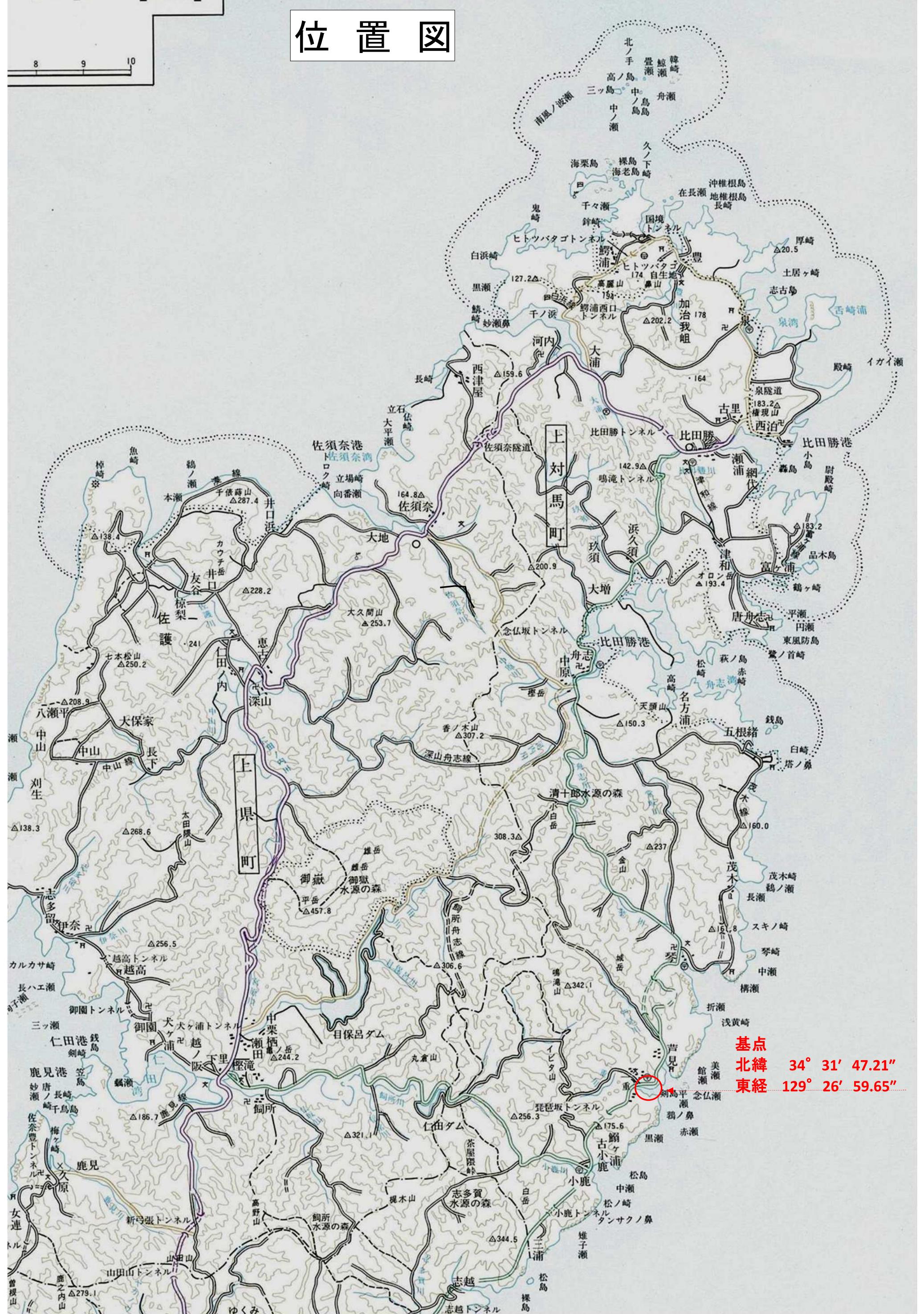
2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 152. 90m²

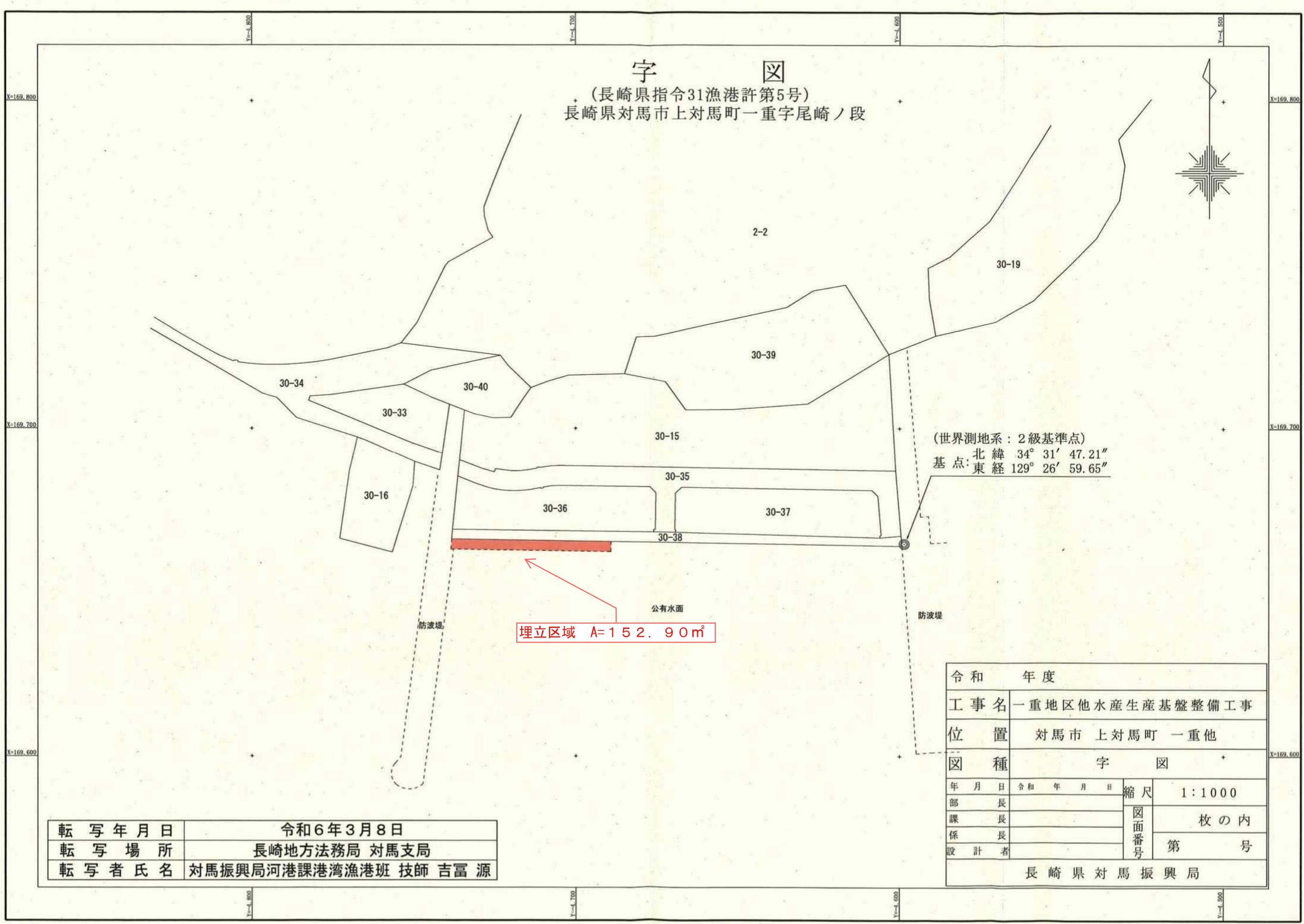
(内訳)	護	岸	敷	152. 90m ²
------	---	---	---	-----------------------

位 置 意

8 9 10



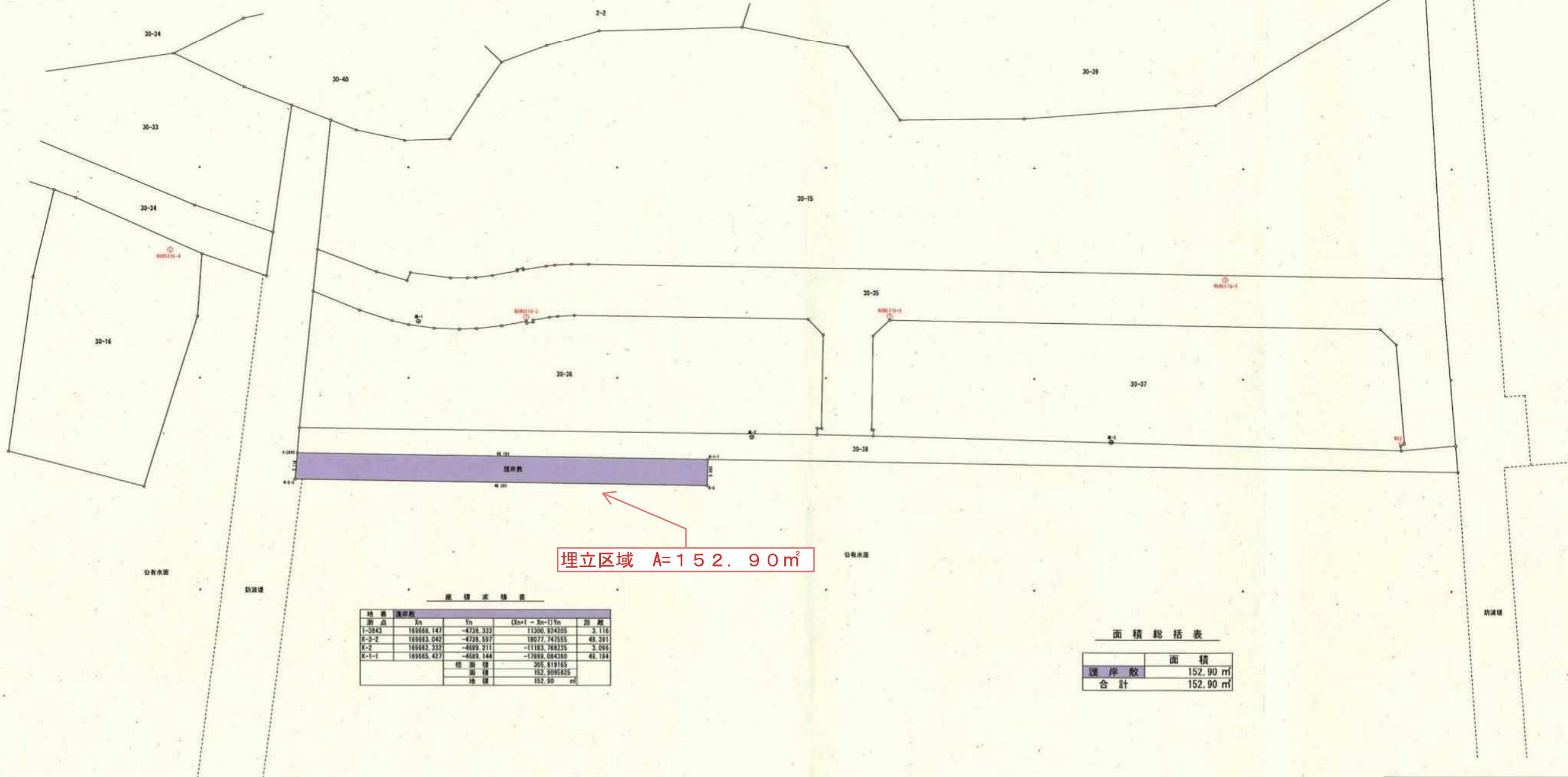
基点
北緯 $34^{\circ} 31' 47.21''$
東経 $129^{\circ} 26' 59.65''$



一重漁港埋立地求積平面図

(長崎県指令31漁港許第5号)

長崎県対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段



地 点	高 程	Zn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	Zn	Yn
I-384	169566.147	-4738.333		11300.984205	3.1	
K-3-2	169563.042	-4736.597		18077.745155	47.55	
K-2	169563.535	-4699.211		-11183.768335	3.01	
K-1-I	169565.427	-4689.144		-17889.084360	49.11	
图 幅				305.819165		
图 号				152.909825		
图 名				152.909825		

面 積 總 括 表	
	面 積
護 岸 敷	152.90
合 計	152.90

測量年月日	令和6年3月8日
測量者氏名	プラス測量設計事務所 阿比留利彦
測量立会者氏名	対馬振興局河港課港湾漁港班 技師 吉富

令和 年度			
工事名	一重地区他水産生産基盤整備工事		
位置	対馬市 上対馬町 一重他		
図種	求積平面図		
年月日	令和 年 月 日	縮尺	1:500
部長		面番号	枚の内
課長			
係長			
設計者		第	号
長崎県対馬振興局			

議案第94号

財産の無償貸付について

次のとおり、建物を無償で貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 無償貸付する財産

建物

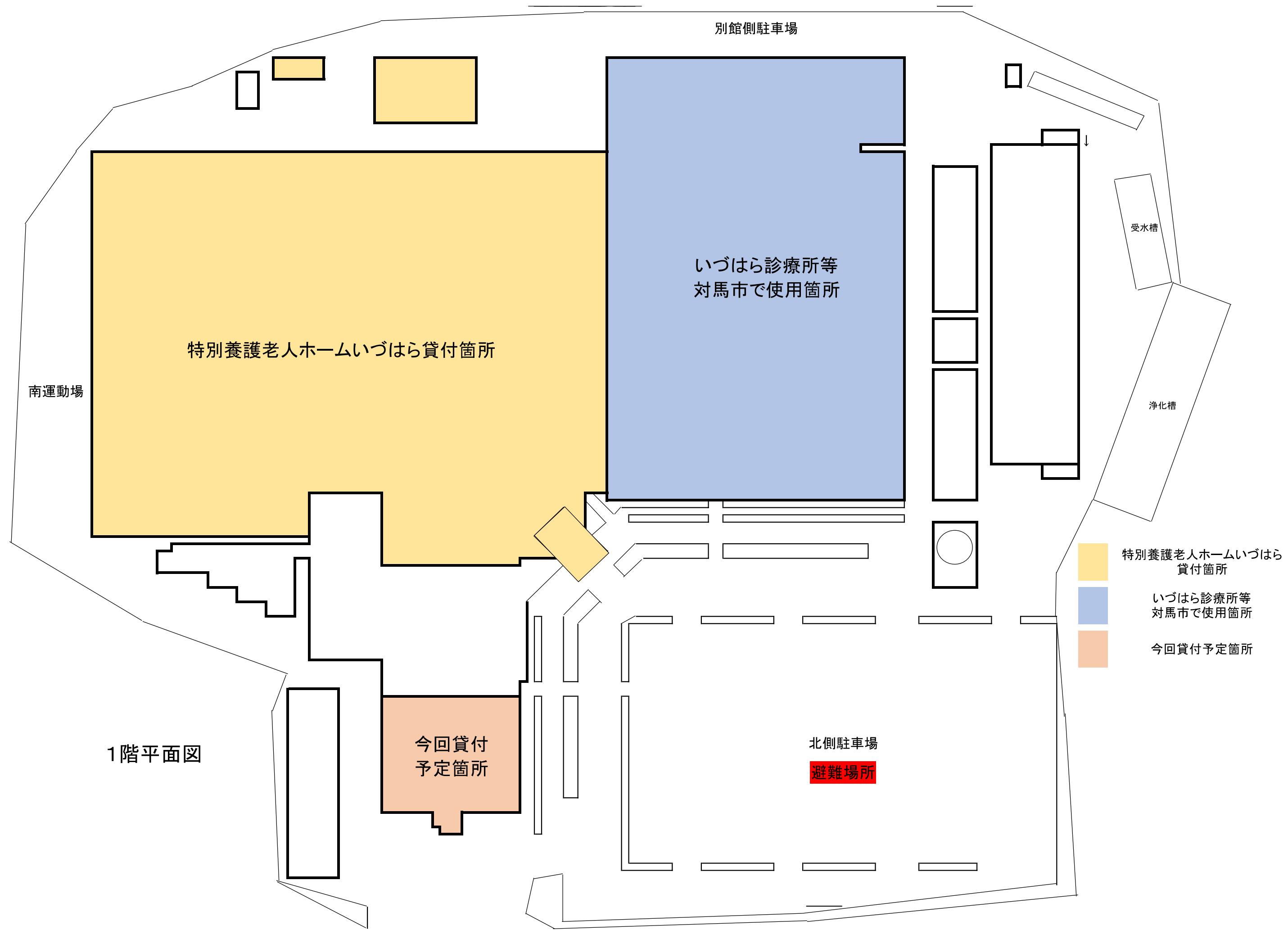
名称 旧対馬市健康管理センター
所在 対馬市厳原町東里303番地1
構造 鉄筋コンクリート3階建
面積 337.5m²（3階建のうち1階の一部）

2 無償貸付の相手方

所在 東京都千代田区外神田1丁目18番13号秋葉原ダイビル
10階
名称 株式会社エスプールグローバル
代表取締役 浦上 壮平

3 無償貸付の期間

契約の日から3年間



同意第11号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市豊玉町

2 氏 名 波 田 裕一郎

3 生年月日 昭和48年9月10日

同意第12号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市峰町

2 氏 名 なが どめ まさ のり
永 留 正 司

3 生年月日 昭和23年8月23日

同意第13号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市巖原町

2 氏 名 桐 谷 輝 美
きり たに てる み

3 生年月日 昭和27年3月30日

同意第14号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上対馬町

2 氏 名 はた しま たか よし
畠 島 孝 吉

3 生年月日 昭和23年3月24日

同意第 15 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市巣原町

2 氏 名 杉 原 要

3 生年月日 昭和 30 年 7 月 10 日

同意第 16 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上県町

2 氏 名 小宮正至

3 生年月日 昭和 19 年 1 月 25 日

同意第 17 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市豊玉町

2 氏 名 阿比留 誠一

3 生年月日 昭和 30 年 4 月 28 日

同意第 18 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市巖原町

2 氏 名 戸 田 耕 助

3 生年月日 昭和 23 年 1 月 17 日

同意第19号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市美津島町

2 氏 名 岡 村 高 史
おか むら たか し

3 生年月日 昭和26年7月28日

同意第 20 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上県町

2 氏 名 瀧 本 和 美

3 生年月日 昭和 39 年 9 月 2 日

同意第 21 号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上県町

2 氏 名 島 居 一 成

3 生年月日 昭和 30 年 7 月 15 日

同意第22号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市巖原町

2 氏 名 初 村 重 政

3 生年月日 昭和31年2月24日

同意第23号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市巖原町

2 氏 名 太田深雪

3 生年月日 昭和28年6月26日

同意第24号

対馬市農業委員会委員の任命について

対馬市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市美津島町

2 氏 名 西山義典

3 生年月日 昭和28年8月19日